



平成 28 年 度

市 政 執 行 方 針

名 寄 市

はじめに	1
市政推進の基本的な考え方	3
平成28年度の予算編成	5
“市民と行政との協働によるまちづくり”	8
・市民主体のまちづくりの推進	8
・コミュニティ活動の推進	9
・人権尊重と男女共同参画社会の形成	10
・情報化の推進	10
・交流活動の推進	11
・広域行政の推進	12
・効率的な行政運営	13
“安心して健やかに暮らせるまちづくり”	14
・健康の保持増進	14
・地域医療の充実	15
・子育て支援の推進	16
・地域福祉の推進	17
・高齢者福祉の充実	18
・障がい者福祉の推進	19
“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”	19
・循環型社会の形成	19
・消防	20
・防災対策の充実	21
・交通安全	21
・生活安全	22
・消費生活の安定	23
・住宅の整備	23
・都市環境の整備	24
・上水道・簡易水道の整備	24
・下水道・個別排水の整備	25
・道路の整備	26
・総合交通体系	26
・雪を活かし雪に強いまちづくりの推進	27
“創造力と活力にあふれたまちづくり”	28
・農業・農村の振興	28
・林業の振興	34
・商工業の振興	35
・雇用の安定	36
・観光の振興	37
“心豊かな人と文化を育むまちづくり”	38
・地域文化の継承と創造	38
・大学教育の充実	38
・生涯スポーツの振興	40
・青少年の健全育成	41

平成 28 年第 1 回名寄市議会定例会の開会にあたり、市政執行への私の基本的な考え方を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

はじめに

私が、市長として 2 期目の任を担わせていただいてから、間もなく 2 年を迎えることとなります。

この間、多くの市民の皆様や企業、関係機関・団体などと連携し、ご協力をいただきながら、政策課題の解決に正面から取り組んでまいりました。今後におきましても、官民の連携や自治体間の連携など、地域が一体となつてのまちづくりを進めてまいります。

さて、我が国の経済状況は、経済財政政策の推進により、雇用・所得環境が改善するなど緩やかな回復基調が続いていますが、中国をはじめとするアジア新興国などの景気減速の影響が懸念されています。

また、財政状況については、平成 28 年度末における公債残高の見通しが約 838 兆円、公債依存度が 35.6 パーセントにも及び、国と地方を合わせた長期債務残高が約 1,062 兆円、対 GDP 比で 205 パー

セントとなるなど、極めて深刻な状況となっています。

このようなことから、国では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」いわゆる「骨太の方針」において、社会保障制度を持続可能なものとし、財政を健全化するため、政府はもとより広く国民全体が参画する社会改革として、「経済・財政一体改革」を断行することとしています。

このような状況の中、地方においては、本年度中に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されることとなり、平成28年度からは、具体的な事業を本格的に推進する段階に入ることとなります。

国においても、情報支援や人的支援の拡充を図るとともに、新型交付金などの財政支援を行うこととしていますが、地方創生の原動力はそれぞれの地方の「情熱」であります。

本市においても、昨年10月に、総合戦略を策定したところであり、今後は各施策を着実に推進していく必要がありますことから、市民の皆様とともに知恵を出し合いながら地方創生の取組を深化させてまいりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

市政推進の基本的な考え方

ここに、市政推進の基本的な考え方を申し上げます。

一点目は、「民間会社的発想での行財政運営」についてです。

今後は、人口減少や普通交付税の段階的な縮減などにより、さらに厳しい財政状況となることが想定されるため、職員一人ひとりが強いコスト意識を持ち、計画的かつ効率的な行財政運営を進めていくとともに、自らの創意工夫により政策提案ができるよう、職員の資質の向上を図り、市民の皆様に信頼していただける市政運営に努めてまいります。

二点目は、「さらなる市民参加とよりわかりやすい行政運営・情報公開」についてです。

本市においては、これまでも、名寄市自治基本条例に基づき、まちづくり懇談会やパブリック・コメントの実施などにより市政への市民参加の推進に努めてきています。

昨年、自治基本条例の施行後 5 年目を迎えたことから、市民で構成する有識者会議を設置し、条例の規定について検討を行ったところ、条例の改定は必要ないものの、条例を市民に浸透させるための

取組や自治を促すための取組に是正の余地があるとの答申をいただいたところでは、

本市としましては、答申の内容を踏まえ、条例の普及啓発やわかりやすい情報発信に努めるとともに、まちづくりへの市民参加を促すため、対話型の議論を促進するなど、市民主体のまちづくりを推進してまいります。

三点目は、「地域の宝・財産・特色に徹底的にこだわったスケールの大きなまちづくり」についてです。

去年は、農産物の販売高が農協合併以来の最高額を記録したことに加えて、市民文化センターE N - R A Yホールが開館となり、市民会館と比べ4倍以上の来客数となったほか、市立総合病院に日本最北となる「救命救急センター」を設置するなど、市民の福祉の向上や「明るく元気なまちづくり」が一步ずつ着実に前進していることを実感することができた年でありました。

本年は、名寄市立大学において、開学10周年を迎え、社会保育学科の新設と保健福祉学部の再編、さらにはコミュニティケア教育研究センターを新設するなど、魅力ある大学づくりをさらに推進する

ことにより、本市にまた新たな財産が加わることとなります。

今後も、このような自然の恵みや先人が残してくれた財産をさらに磨いて、名寄ならではのまちづくりを進めてまいります。

本年は、旧風連町と旧名寄市が合併して10年という大きな節目を迎える年であります。また、第2次の総合計画をつくり上げる年でもあります。

私は、開拓以来、先人たちが築いてきたそれぞれの地域の歴史と文化を受け継ぎ、人のつながりや絆を尊重しながら、前に進んでいきたいと考えております。そのためには、市民の皆様との対話と連携に加えて、「市民力」を付け加えさせていただきたいと思っております。

私は、名寄市民の力は本当に素晴らしいということを常々感じております。この市民一人ひとりの力を結集した「市民力」を活かして、「オールなよろ」によるまちづくりを全力で進めてまいります。

平成28年度の予算編成

次に、平成28年度の予算編成について申し上げます。

国の平成28年度予算編成の基本方針は、平成28年度は「経済・

財政再生計画」の初年度にあたることから「デフレ脱却・経済再生」と「財政健全化」の双方をともに前進させること、また、少子高齢化という構造的な問題について正面から取り組むことにより将来への安全を確保し、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる「一億総活躍社会の実現」に向けた取組を進めるという基本的な考え方のもとに、昨年11月27日に閣議決定されました。

地方財政対策については、地方が地方創生などの重要な課題に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、地方交付税などの一般財源総額が確保され、地方財政計画の規模は東日本大震災を除く通常収支分で、前年度比約0.6パーセント増の約85兆7,600億円となりました。また、一般財源総額では、前年度比約0.2パーセント増の61兆6,792億円となりました。

このうち地方交付税は、交付税の別枠加算が、地方税収の動向などを踏まえ、平時モードへの切替えの観点から廃止されたものの、地方財政計画に計上された「重点課題対応分」に対応した算定経費の創設などから前年度とほぼ同額の約16兆7,003億円となり、地方の実情に一定の配慮がなされたものとなっています。

こうした中、本市の平成28年度各会計予算は、人口減少社会を見

据えながら、持続可能なまちづくりを進めていくためにも総合計画及び総合戦略を着実に取り組むことなどの基本的な考え方のもと、また、平成 27 年度における地方創生加速化の補正予算などとあいまって、今後の総合戦略における施策展開も考慮し、予算編成をいたしました。

主な事業については、ハードでは北斗・新北斗公営住宅建設事業、名寄東小学校校舎改修事業、風連中央小学校校舎・屋内運動場など改築事業、大学図書館建設事業、東児童クラブ整備事業などを、また、ソフトでは障がい者の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業のほか、総合戦略の推進として、子育て世帯の経済的支援を目的とした乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業、深刻な農業者の高齢化や担い手不足に対し、農業労働力確保に向けた調査を実施する農業補助労働力確保事業などの事業を盛り込みました。

これにより、一般会計の予算案は、前年度比 0.9 パーセント増の 234 億 9,927 万 5 千円となりました。

また、6 つの特別会計予算案は前年度比 1.0 パーセント減の 84 億 4,082 万 1 千円、企業会計予算案は前年度比 3.2 パーセント増の 128 億 1,549 万 2 千円、全会計の総額では前年度比 1.2 パーセント増の

447 億 5,558 万 8 千円となりました。

財源調整として、財政調整基金で 6 億 5,596 万 1 千円の取崩しを、また、老朽化した公共施設設備の更新などに係る事業の財源として、公共施設整備基金で 1 億 8 千万円の取崩しを計上しましたが、今後の起債償還に備え、減債基金の積み立てを行い、将来の財政健全化を視野に入れた予算を編成しました。

今後も、行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営に努めてまいります。

“市民と行政との協働によるまちづくり”

市民主体のまちづくりの推進

次に、第 2 次総合計画の策定について申し上げます。

第 2 次総合計画の策定にあたっては、これまでも、関係団体との意見懇談会をはじめ、市民ワークショップやタウンミーティングなど、広くご意見を伺うとともに、昨年 12 月には、総合計画策定審議会を設置するなど、市民の皆様の計画づくりへの参画の場の確保に努めてきています。

今後、まちづくりの基本理念や基本目標、主要施策などについて

具体的な検討を進めていくこととなりますが、策定審議会において議論を重ねていただくことはもとより、市議会の場においても十分にご審議をいただくなど、市民の皆様と市が一体となって、ともに本市の将来像を描いてまいりたいと考えています。

コミュニティ活動の推進

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

住みよい地域社会を築くための基盤である町内会については、協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織であり、これまでも財政的・人的支援や加入促進に向けた啓発など積極的な支援に努めてまいりました。今後とも、町内会連合会との連携のもと、町内会の活動に対する継続した支援を行ってまいります。

また、単位町内会の枠を超えた活動などについては、地域連絡協議会に取組をいただいておりますが、地域特性を生かした活動の助長に向け、地域の自主性と自発性を尊重しながら支援するとともに、第2次総合計画において、市民と行政との協働によるまちづくりを促進できる組織となるよう検討を行ってまいります。

人権尊重と男女共同参画社会の形成

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

名寄市男女共同参画推進条例については、市議会でのご審議を経て、昨年12月に制定したところであり、本年4月からの施行に向けて、条例の周知に努めているところです。

平成28年度は、条例の推進に関する基本的な計画を策定することとしており、男女共同参画推進委員会をはじめ、市民の皆様のご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

情報化の推進

次に、情報化の推進について申し上げます。

地方自治体の情報システムに対する外部からの攻撃や、個人情報の漏えい・流出などのリスクに対応するため、国は、高度なセキュリティ対策の実施計画をまとめ、情報ネットワークを抜本的に強化するよう全国自治体に求めています。

本市においては、昨年12月に国が示したセキュリティ対策の強化に取り組み、より強固な態勢で個人情報の保護に努めてまいります。

交流活動の推進

次に、交流活動の推進について申し上げます。

国際交流については、姉妹都市カナダ国カワーサレイクス市リンゼイに交換学生を、友好都市ロシア連邦ドーリンスク市に訪問団をそれぞれ派遣することとしており、より強い交流の絆が育まれるよう支援してまいります。

また、台湾との交流では、中学生による野球を通じた交流や高校生の教育旅行の受入を行うなど、国際感覚豊かな青少年の育成や交流人口の拡大に努めてまいります。

国内交流については、東京都杉並区、山形県鶴岡市藤島地域との交流において、子どもを含めた人的交流や特産品販売など、さらに充実した交流となるよう推進してまいります。

特に、鶴岡市藤島地域との交流では、姉妹都市提携 20 周年を記念して訪問団を迎える予定です。

ふるさと会については、本市からの情報発信と相互の情報交流に努めるほか、人的交流や会員拡大などの支援を通じて、活動の充実が図られるよう連携を強化してまいります。

交流居住の推進については、現在「お試し移住住宅」を 2 棟供用

していますが、より多くの移住を希望する方々に本市の住みよさを実感してもらえるよう名寄地区の市街地に新たに「お試し移住住宅」を整備し取組を進めてまいります。

広域行政の推進

次に、広域行政の推進について申し上げます。

平成 23 年 9 月に、2 市 11 町村による「北・北海道中央圏域定住自立圏」を形成し、この間「定住自立圏共生ビジョン」に基づき連携事業を推進してきました。

「定住自立圏共生ビジョン」の期間は、平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間としていることから、平成 28 年度において、本市とともに中心市である士別市と共同し、近隣町村との協議や圏域の関係者で構成する「共生ビジョン懇談会」での検討を行いながら、平成 29 年度を初年度とする新たな共生ビジョンの策定を進めてまいります。

次に、天塩川周辺 11 市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」について申し上げます。

「住んでよし訪れてよしの天塩川王国」を実現するため、地域づくり人材に資する研修会や、首都圏での移住フェアへの出展などのほか、木製マグカップ「天塩川ククサ」を天塩川ブランドとして発信するなど、北海道遺産である天塩川を軸とした広域連携と交流人口の拡大に努めてまいります。

効率的な行政運営

次に、効率的な行政運営について申し上げます。

毎年3月に「新・名寄市行財政改革推進計画（後期実施計画）」を改訂し、推進項目の見直しや追加を行ってまいりましたが、当推進計画が平成28年度までの計画であることから、平成28年度においては、新たに平成29年度以降の推進計画を策定して引き続き効率的な行政運営に取り組んでまいります。併せて、公共施設の使用料の見直しなど、公平・公正な受益者負担について改めて検証し適正化を図ってまいります。

また、組織のスリム化や世代交代により、職員の人材育成が急務になってきていることから、「新・名寄市人材育成基本方針」に基づき、職員研修の充実と人事管理制度の確立などに取り組み、職員の

意識改革や資質向上のため、職種・職階に応じた研修や政策形成能力の養成に向けた取組を進めていくとともに、平成 28 年度においても、(財)地域活性化センター、北海道経済産業局、北海道への職員派遣を継続し、知識・経験豊富な人材の育成に努めてまいります。

“安心して健やかに暮らせるまちづくり”

健康の保持増進

次に、健康の保持増進について申し上げます。

全ての市民が生涯を通じて、健やかで質の高い生活を送るために、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を実現することが重要となっています。

名寄市健康増進計画「健康なよろ 21 (第 2 次)」に基づき、生活習慣病の発症予防と合併症や症状の進展による重症化予防を徹底し、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを推進してまいります。

また、本年 10 月に、本市で開催を予定している「第 48 回がん予防道民大会」において、がん予防に対する正しい知識とがん検診の重要性について普及啓発を図ってまいります。

さらに、市民の主体的な健康づくりを促進するため、引き続き「なよろ健康マイレージ事業」を実施してまいります。

母子保健事業については、妊婦・乳幼児健診や子育て相談を通して、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援体制の充実を図り、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めてまいります。

感染症予防については、予防に関する正しい知識の普及啓発や予防接種の充実を図り、感染症予防の推進に努めてまいります。

地域医療の充実

次に、地域医療の充実について申し上げます。

市立総合病院については、平成 28 年度の診療体制は、新たに旭川医科大学から麻酔科に常勤医師を派遣いただける予定となっており、さらに充実した診療体制が可能となる見込みです。

また、6 人定員で募集を行った初期臨床研修医については、マッチングシステムで決定された 5 人の 1 年次研修医を採用する予定です。

新名寄市病院事業改革プランについては、現在、策定検討会議において議論を行っているところですが、道が策定作業を進めている地域医療構想の調整会議における議論経過も踏まえながら、3 月末の

原案策定、6月公表に向けて、引き続き準備を進めてまいります。

高額医療機器の整備については、昨年8月に指定を受けた救命救急センターの機能充実・強化を図るため、血管造影装置を増設し、4月からは2台体制で稼働できるよう準備を進めているところです。

院内保育所改築事業については、昨年の入札において不調となりましたが、以前から要望のあった24時間保育に対応し、人材の確保、離職防止及び復職支援を推進するため、本年、改めて改築事業に取り組めます。

今後も道北第3次保健医療福祉圏の地方センター病院として、医療スタッフの人材確保に努めるとともに、圏域内の限られた医療資源を最大限に活用して、引き続き地域の病院や診療所と連携し、診療・看護体制の充実を図ってまいります。

子育て支援の推進

次に、子育て支援の推進について申し上げます。

子育て支援については、昨年10月に地域子育て支援センター「ひまわりらんど」を開設し、子育て環境の向上を図りました。

平成28年度は、ファミリー・サポート・センター事業の実施に向

けて準備を進めており、さらなる子育て環境の向上に努めてまいります。また、子育て世帯の経済的支援として、乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給を実施し、4月以降速やかに対象者へ配布できるよう対応してまいります。

幼児教育・保育については、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援法」に基づき、今後も、新制度へ移行希望を持つ市内施設に対して支援してまいります。

また、平成27年度からスタートした「名寄市子ども・子育て支援事業計画」については、引き続き計画に盛り込まれた事業の実効性の確保に努めてまいります。

地域福祉の推進

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

平成29年度から始まる「第2次名寄市地域福祉計画」の策定については、福祉懇談会でいただいた市民の皆様のご意見を踏まえ、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会において審議を進めてまいります。

また、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者などを支援

する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、並びに消費税率の引き上げに際し、低所得者への影響を緩和する臨時福祉給付金事業については、速やかに給付できるよう準備を進めてまいります。

高齢者福祉の充実

次に、高齢者福祉の充実について申し上げます。

平成 27 年度からスタートした「名寄市第 6 期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてまいります。

本年 1 月、様々な事業所及び団体で構成される「名寄市生活支援等サービスネットワーク会議」を設置し、情報共有や連携強化、方針策定などを行うほか、地域包括ケアシステムを構成する「予防」及び「生活支援」の充実に向けて協議を開始しています。

また、本会議での議論を踏まえ、本市では、平成 29 年 4 月から取り組む「介護予防・日常生活支援総合事業」の整理・検討を行い、団塊の世代が 75 歳を迎える平成 37 年に向けて、地域の支え合いと高齢者に対する効果的な支援などの体制づくりを進めてまいります。

施設関係については、特別養護老人ホームしらかばハイツの西棟ボイラーの改修工事を行ってまいります。

障がい者福祉の推進

次に、障がい者福祉の推進について申し上げます。

本年 4 月に、地域における障がい者の相談支援の中核的な役割を担う機関として「基幹相談支援センター」を設置し、身体、知的、精神、発達障がいなどの相談支援業務を、ワンストップで総合的・専門的に行ない、障がいのある方々が生活しやすい環境づくりを進めてまいります。

“自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり”

循環型社会の形成

次に、循環型社会の形成について申し上げます。

廃棄物処理については、ごみの発生抑制と減量化を図るとともに、環境問題も含め新たな社会システムの構築に向けた 3R 運動の推進が重要となっています。

資源化に向けた取組では、資源集団回収事業、段ボールコンポスト

ト、古着や廃食用油の拠点回収のほか、使用済み小型家電回収の推進と分別指導などの啓発活動を継続してまいります。

広域最終処分場の建設については、現在、浸出水処理施設建設工事及び埋立処分場実施調査設計業務に着手しており、平成 28 年度から埋立処分場造成工事に着手してまいります。

消防

次に、消防について申し上げます。

防火対策については、建物火災による死者の 9 割が住宅で発生しており、そのうち 7 割が高齢者であることから、一般住宅や高齢者世帯の防火訪問を実施し、町内会、自主防災組織、消防団などとの連携協力により、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理、家庭における出火防止対策などを行い、火災による死者の発生抑止に努めてまいります。

消防体制については、近年、様々な自然災害が発生していることから、消防団との連携を密にし、迅速で確実な出動体制の充実を図ってまいります。

防災対策の充実

次に、防災対策の充実について申し上げます。

近年、自然災害が激化する中、防災対策については「減災」の考え方にに基づき、自助及び地域の共助力の向上を中心に、防災対策を進めてまいります。

特に、昨年 9 月の関東東北豪雨による災害により、国土交通省による「避難を促す緊急行動」が全国で取り組まれていることから、本市においては、関係機関と連携した防災活動などを通して防災力向上に努めるほか、本年 6 月 25 日に開催が予定されている天塩川水系天塩川総合水防演習の訓練を通して、防災意識の高揚、自主防災組織による自助、共助力の向上及び公助による連携強化を図ってまいります。

交通安全

次に、交通安全対策について申し上げます。

痛ましい交通事故の防止に向け、市民一人ひとりが交通安全ルールや、思いやりのある交通マナーを遵守されるよう、関係機関・団体などと緊密に連携しながら、市民の交通安全意識の高揚を図って

まいります。

また、通年運動をはじめ、4期40日間の期別運動及び2期20日間の特別運動や、児童・高齢者を対象とした交通安全教室など、交通事故の根絶に向け幅広い運動を展開してまいります。

生活安全

次に、生活安全対策について申し上げます。

犯罪のない安全安心な市民生活のため、関係機関・団体などとの連携により、犯罪防止に向けた運動を推進するとともに、名寄市安全安心地域づくり推進協議会、安全安心円卓会議において、地域の状況把握・情報交換に努めるほか、^{あおいろ}青色回転灯装備車及び公用車による啓発活動を進めてまいります。

また、適正に管理されていない空家については、ごみ飛散などにより周辺住民に与える住環境の悪化などが懸念されることから、安全安心な住環境の確保を目指し、名寄市空家等対策協議会を設置し、「名寄市空家等対策計画」の策定や特定空家の認定などについて、ご意見をいただきながら、空家対策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

消費生活の安定

次に、消費生活の安定について申し上げます。

近年の情報通信技術の発展と機器及びサービスの急速な普及により、広範化、複雑化する相談内容への対応に向け、消費生活相談員の資質向上を図り、適切な相談業務に努めるとともに、高齢者を狙う特殊詐欺や悪質商法に関する啓発活動と迅速な情報提供を引き続き進めてまいります。

住宅の整備

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業については、北斗団地 1 棟 10 戸の建設、新北斗団地 2 棟 8 戸の全面住戸改善、12 棟 43 戸の既存公営住宅の解体及び平成 29 年度事業の実施設計を予定しています。

市営住宅環境整備事業については、風舞団地 3 棟 24 戸の長寿命化改善工事を実施するほか、西町団地 1 棟 4 戸の解体や平成 29 年度着手のノースタウンなよろ団地の実施設計を予定しています。

また、公営住宅の延命化を進め、安全安心な既存ストックの有効活用を図るため、「名寄市公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行っ

てまいります。

さらには、地震から生命と財産を守るため、耐震診断、耐震改修に対する補助制度について、広く市民に周知してまいります。

都市環境の整備

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園については、長寿命化計画に基づき老朽化した遊具などの改修を行い、安全安心な遊び場や憩いの場を確保してまいります。

また、「ひと・ほし・環境にやさしい^{あか}灯り事業」については、2年間にわたり、通学路の防犯灯のLED化を実施しました。今後は、更新数の確定など事前調査を行い、LED防犯灯の整備を進めることで、歩行者の安全安心の確保と管理コストの抑制を図るとともに、なよろ市立天文台をはじめ天体観測環境の改善に努めてまいります。

上水道・簡易水道の整備

次に、上水道・簡易水道の整備について申し上げます。

水道事業については、安全な水を安定供給するために、緑丘浄水場導水管の更新と、老朽管更新事業として4路線の老朽管を更新す

るほか、配水管網整備事業として2路線を整備してまいります。

併せて漏水調査を継続することにより、有収率の向上を図ってまいります。

また、簡易水道事業統合計画により、平成28年3月31日をもって簡易水道事業を廃止し、平成28年4月1日に水道事業に統合する準備を進めており、関係条例案について、本定例会に提出させていただきます。

なお、統合事業としての名寄・風連間の送水管布設については、平成28年度で完成予定となっています。

下水道・個別排水の整備

次に、下水道・個別排水の整備について申し上げます。

下水道事業については、平成28年度において名寄下水終末処理場における沈砂池ちんさち機械設備の更新に着手してまいります。

個別排水整備事業については、農村部における快適な生活環境向上のため、合併浄化槽12基の設置を予定しています。

道路の整備

次に、道路の整備について申し上げます。

継続路線では、西 4 条仲通をはじめ北 1 丁目通のほか 3 路線の整備を行うとともに、舗装路面の老朽化が進む幹線道路の 2 次改築として、風連東 8 号北線の舗装改築工事を継続し、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

橋梁については、長寿命化計画に基づき平成 36 年度までの 10 年間で修繕を計画している 26 橋のうち、「南大橋」の修繕工事を実施するほか、実施設計及び近接目視点検を行い、利用者の安全安心の確保と快適な道路サービスの提供に努めてまいります。

総合交通体系

次に、地域公共交通について申し上げます。

本年度で実証運行を終える「なよろコミュニティバス」については、平成 24 年度の運行開始から、この間、乗継の改善やダイヤの見直し、時刻表の配布などによる利用促進を図り、利便性の向上に努めてまいりました。

今後、これまでの実証運行結果を踏まえ、最終的な課題を整理の

上、バス事業者に引き継いでまいります。

また、ほかのバス路線についても、利用状況や地域の実情に応じ、利用しやすく効率的な公共交通を確保できるよう、多様な交通手段の可能性も含め、調査検討を行ってまいります。

次に、総合交通体系について申し上げます。

現在整備が進められている北海道縦貫自動車道「士別剣淵～名寄間」については、その役割を最大限に発揮できるよう、現在着手している区間の早期完成はもとより、「士別市多寄町～名寄市間」の早期着工について、市民期成会や関係団体と連携を図りながら関係省庁などに対して強く要請してまいります。

雪を活かし雪に強いまちづくりの推進

次に、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進について申し上げます。

冬の快適な生活環境の確保や生産活動を維持するために、車道の除雪については 447 キロメートル、排雪については 149 キロメートルの実施をそれぞれ予定しています。

また、車道の幅員を確保するために積上^{つみあげ}除雪を実施するとともに、スリップ事故防止対策として危険個所への砂の散布を行ってまいります。

さらに、市道及び私^{わたくしどう}道除排雪助成事業、排雪ダンプ助成事業の継続や雪堆積場の確保など除排雪水準の向上に努めてまいります。

また、「名寄の冬を楽しく暮らす条例」の理念を継承し、利雪・親雪の取組を推進するため、名寄市利雪親雪推進市民委員会との連携はもとより、庁内検討委員会による施策の検証を行いながら取組の周知を図ってまいります。

“創造力と活力にあふれたまちづくり”

農業・農村の振興

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

国においては、昨年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを両輪として農政改革の推進を図るため、経営所得安定対策の推進、多面的機能支払制度の推進、農林水産物・食品の輸出拡大、6 次産業化

の促進などの方針が示されました。

また、T P P「環太平洋経済連携協定」が大筋合意に至り、将来的な輸入農産物にかかる輸入枠の拡大・関税などの引き下げが示される一方で、重要品目を中心に再生産可能となるよう、成長産業としての力強い農林水産業をつくりあげるための対策を講じる必要があるとしています。

このように農業・農村を取りまく環境は大きく変化しており、本市としては、地域の特色と財産を生かした持続可能な農業を目指し、第2次「名寄市農業・農村振興計画」の策定に取り組むとともに、「人・農地プラン」に基づき、地域におけるこれからの農業経営について検討し取組を進めてまいります。

また、T P P「環太平洋経済連携協定」については、農業を基幹産業とする本市にとって将来的に大きな影響が予想されることから、北海道をはじめ関係市町村や農業団体などと連携し対応していくとともに、経営感覚に優れた担い手の育成や地域の強みを生かしたイノベーション支援事業など、国が示す制度を十分検討し取り組んでまいります。

担い手の育成・確保については、第一期の地域おこし協力隊が本

年で任期を終えることから、就農に向けた支援に取り組むとともに、引き続き今後の隊員の就農モデルについて検討するほか、農業青年のニーズに応えられるよう取組を進めてまいります。

また、優良農地の確保と耕作放棄地の解消については、国の制度を十分検討し、関係機関・団体との連携、生産者との話し合いを通じて、名寄の特色を生かした担い手育成支援策や産地づくりを推進してまいります。

さらには、総合戦略の推進として、海外への輸出や原産地呼称管理制度をはじめとする名寄産農産物・加工品のブランド化や6次産業化に取り組むほか、農繁期における労働力不足への対応として、市内に潜在する労働力や他産業の状況を調査し対策を検討してまいります。

食育の推進については、第2次「名寄市食育推進計画」に基づき、市民・地域・行政・関係機関や団体との連携により、情報提供や安全安心な農産物の地産地消を推進してまいります。

次に、米政策について申し上げます。

平成28年産^{まい}米の配分については、前年比0.48パーセント増の1

万 2,898 トンとなり、内訳では、もち米^{ごめ}1 万 1,314 トン、うるち米^{まい}1,584 トンの配分となりましたが、自主的取組参考値が示されたため、最終的に 1 万 2,876 トンの配分となっています。今後とも、配分量に基づく良質米^{まい}の生産に向けた取組を進めてまいります。

また、経営所得安定対策制度については、産地交付金の有効活用など、関係機関・団体と協力し、農家経営の安定に努めてまいります。

次に、「中山間地域等直接支払制度」及び「多面的機能支払交付金事業」について申し上げます。

中山間地域直接支払交付金は、名寄及び風連地域においてそれぞれ集落協定が結ばれ、条件不利地における営農の継続と集落での共同取組活動が行われており、第 4 期対策の 2 年度目となる平成 28 年度は、名寄地域 3,201 万円、風連地域 6,439 万円がそれぞれ交付される見込みとなっています。

多面的機能支払交付金は、農地維持及び資源向上取組支援として 9 活動組織に 1 億 8,230 万円、施設の長寿命化に取り組む 2 活動組織に 466 万円が交付される見込みとなっています。

次に、農業振興センターについて申し上げます。

高い技術に根ざした体質の強い地域農業を目指し、関係機関・団体・農業者が連携し、引き続き営農技術指導體制の確立、地域適応試験及び実証試験圃の設置、土壌診断などに取り組んでまいります。

また、薬用植物振興については、カノコソウの栽培や出荷とともに、名寄市薬用植物研究会や関係機関と連携して新たな品目の栽培試験に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカ対策については、引き続き実施時期を早め、被害防止に努めるとともに、アライグマ対策についても駆除に向けて関係機関・団体と連携し取り組んでまいります。

ヒグマ対策については、広報なよろなどによる市民への注意喚起はもとより、関係機関・団体との連携のもと、ヒグマの生態状況や対応策に関する情報収集を行い普及啓発するとともに、箱わなを2基増設して予防と安全対策を強化してまいります。

また、本年3月から、道による「ヒグマ対策技術者育成のための捕獲」の区域が拡充され、本市も対象となったことから、地元猟友

会の技術伝承が図られるものと期待しています。

次に、畜産の振興について申し上げます。

円安の影響により、飼料穀物や配合飼料などの生産資材価格の高止まりは続いており、酪農・畜産経営は依然として厳しい状況にあります。

このため、飼料の自給率や生産性の向上を図るため、関係機関や団体と連携し、経営安定に向けた取組を進めるとともに、市営牧場の整備による育成環境の改善に取り組んでまいります。

また、名寄市立食肉センターについては、国からの食肉卸売市場として認定を受けることでさらなる利用向上と生産者負担の軽減を図り、畜産振興による地域経済の活性化、雇用拡大に努めてまいります。

なお、関係条例案について、本定例会に提出させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

安全で高品質な農産物の安定生産、作業機械の大型化及び輪作体

系の確立による農業経営の安定を図るため、農業生産基盤の整備、保全事業を推進してまいります。

国営事業では、「国営施設機能保全事業」風連地区として、引き続き御料ダム、風連ダム、日進頭首工^{とうしゅこう}の補修及び機器更新、幹線水路の施設補修が平成 33 年度まで実施されます。

道営事業では、「道営水利施設整備事業」忠烈布地区として、引き続き忠烈布ダムの長寿命化対策事業が平成 29 年度まで実施されます。また、新規に天塩川第 5 支線地区として、幹線水路の長寿命化対策事業が実施されます。

「道営農地整備事業」では、引き続き名寄東地区及び風連東第 1 地区と第 2 地区の基盤整備が実施され、新規に風連東第 3 地区の基盤整備が実施されます。

林業の振興

次に、林業の振興について申し上げます。

林業・林産業については、依然厳しい市場状況にあるものの、森林については、地球温暖化の抑制など多面的機能を有する貴重な財産として、健全な育成が必要となっています。

市有林については、国の補助事業を活用して、計画的な間伐と主伐、再造林を進め、自然環境と市有財産の保全に努めてまいります。

また、民有林についても、名寄市森林整備計画の基本方針に基づき、良好な森林育成の推進に向けて、関係機関・団体と連携のもと森林経営計画を推進するとともに、低コスト化森林施業に向け、国や道の助成制度の活用に加え、市としても間除伐や造林に対する支援を行ってまいります。

商工業の振興

次に、商工業の振興について申し上げます。

「名寄市中小企業振興条例」に基づく各種中小企業支援制度については、これまでも随時見直しを行ってまいりましたが、中小企業を取り巻く新たな課題も生じていることから、支援制度の見直しと、それに伴う同条例の改正について、中小企業振興審議会に諮問し、本年1月8日に答申をいただきました。また、総合戦略においては、「創業」などの新たな施策を登載しているところです。

今後、審議会からの答申や総合戦略の施策をもとに、中小企業が抱える課題の解決に向け、議会にお諮りしながら、条例及び支援制

度の改正を進めてまいります。

雇用の安定

次に、労働関係について申し上げます。

昨年12月末におけるハローワークなよろ管内の雇用情勢については、月間有効求人倍率が1.04倍で、前年同月比0.07ポイント減、3ヶ月連続して前年同月を下回っています。

職業別では、建設土木技術、運転業務、看護師・福祉関連で人材不足が続く一方で、一般事務、軽作業員関連の職が不足しており、求人と求職のミスマッチが続いています。

市内建設業関係者から、特殊技能労務者の高齢化や若年後継者不足が深刻な問題となっており改善についての要望をいただいていることから、今後、中小企業振興条例に基づく支援制度の改正をはじめとした雇用対策を進めてまいります。

一方、昨年12月末における高等学校新卒者の就職内定の状況については、就職希望者は171人で、前年比3.9パーセントの減、そのうち管内就職希望者は92人で、前年比12.4パーセントの減、それに対し管内求人数は82人で、前年比8.9パーセントの減となってい

ます。

また、就職内定者数は 156 人で、前年比 0.6 パーセントの減となりましたが、就職内定率は前年比 3.0 ポイント増の 91.2 パーセントとなっています。

大学・高校などの卒業生の就職対策についても、関係機関や団体、学校関係者などと連携しながら、求人への要請や開拓などの取組を進めてまいります。

観光の振興

次に、観光振興について申し上げます。

平成 24 年 3 月に策定した名寄市観光振興計画については、現在検討を進めている第 2 次総合計画に併せて平成 28 年度に見直しを行う予定であり、現行計画の検証、観光を取り巻く環境の変化を踏まえ、改善や新たな視点での方策を検討してまいります。

なお、観光振興は、地域の魅力を高めるとともに、交流人口の拡大により、地域経済の活性化などに寄与することから、今後とも市内イベントの充実はもちろんのこと、着地型観光や外国人観光客の受入体制の整備などについて、広域的な視点を持ちながら観光関係

組織と連携し取組を進めてまいります。

スキー場及び温泉・宿泊施設の老朽化に伴う改修・拡張などについては、安全安心な施設運営のため、計画的な補修や整備などを行うとともに、本年度中に温浴施設などの整備に係る方向性を示してまいります。

“心豊かな人と文化を育むまちづくり”

地域文化の継承と創造

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

名寄市文化芸術振興条例の施行及び市民文化センターE N - R A Yホールの開館から2年目を迎えることから、条例のさらなる市民周知を図り、助成事業による支援を推進するとともに、事業企画委員会と連携の上、様々なジャンルの鑑賞事業を実施するなど、芸術・文化の継承と、地域文化の創造の振興を推進してまいります。

大学教育の充実

次に、名寄市立大学について申し上げます。

保健福祉学部の再編による社会保育学科の開設については、学科

設置の届け出を終え、教職課程の認定を受け、近日中には指定保育士養成施設の指定を受ける予定となっています。

所属教員の教授会承認も終了し、4月からの受入に向けて万全の準備を進めており、第1期生の入学を教職員一同心待ちにしております。

また、道北地域研究所と地域交流センターを統合して新設する「コミュニティケア教育研究センター」については、規程の整備を終えており、学部教育と合わせて、教育、研究、地域貢献の3つを柱に据え、本市はもとより、道北地域における知の拠点となるような取組を進めてまいります。

次に、施設整備については、社会保育学科を中心とする新棟の基本設計を本年度中に終了し、平成28年度においては、4月から実施設計を実施し、年度後半に建設工事に着手してまいります。

また、平成29年1月に完成予定の新図書館については、平成29年度の供用開始に向け、運営形態の検討を進めるとともに、学生に対する学修支援や地域住民の皆様の利活用など、ソフト面の充実を図ってまいります。

次に、開学 10 周年記念事業について申し上げます。

平成 28 年度は、平成 18 年 4 月の開学以来、10 周年を迎えることから、5 月 28 日の記念式典の開催に向けて、学内に実行委員会を設置し、準備を進めているところです。

生涯スポーツの振興

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

平成 28 年度から本市で開催する「JOCジュニアオリンピックカップ 全日本ジュニアスキー選手権大会兼全日本中学生選抜スキー大会（ノルディック種目）」については、関係団体と連携を図りながら実施してまいります。

また、冬季スポーツを中心とした各種大会や合宿の誘致については、合宿誘致に関わる組織を設立し、大会出場選手、合宿者や監督・コーチなどの受入体制を整え、交流人口の拡大に向けた取組を推進してまいります。

なお、なよろ健康の森クロスカントリーコースは、FIS公認コースとして毎年各種大会が開催されており、平成 28 年度においては大会運営に欠かせない圧雪車の更新を行ってまいります。

さらに、平成 32 年（西暦 2020 年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会における「ホストタウン構想」において、本市では台湾を相手国として第一次登録の決定を受けています。今後は、これまでの台湾との交流実績を生かし、名寄市全体で事前合宿の受入や選手との交流を行うなど、具体的な交流事業を推進し、地域の活性化につなげてまいります。

青少年の健全育成

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

放課後児童クラブについて、南児童クラブでは、新たな専用施設での運営となり、3 教室での受入体制をとりながら安全性を確保するなど、きめ細かな運営を行ってまいります。

また、長年の懸案事項であった名寄東小学校区内への放課後児童クラブについては、平成 28 年度中の開設に向け準備を進めてまいります。これにより、市街地区の小校区毎にそれぞれ 1 カ所の放課後児童クラブ、学童保育所を設置することとなり、児童の安全面の確保や子育て支援を図ることができるようになります。

以上、市政執行に対する私の所信と基本的な考え方を申し上げました。

市議会議員の皆様、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、平成 28 年度の市政執行方針といたします。